

令和7年2月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和7年2月25日（火）午後2時35分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和7年2月25日（火）、本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 4 番	加 藤 登
2 番	小 林 正 幸	1 5 番	伊 澤 忠 治
3 番	永 野 良 徳	1 6 番	井 出 茂 康
4 番	田 代 恵 美 子	1 7 番	漆 原 豊 彦
5 番	西 山 弘 行	1 9 番	宮 治 政 彦
6 番	関 根 栄 一	2 1 番	佐 藤 智 哉
7 番	齋 藤 義 治	2 3 番	平 川 勝 昌
8 番	井 上 哲 夫	2 4 番	神 崎 享 子
9 番	上 田 洋 子	2 5 番	砂 川 耕 介
1 0 番	吉 川 誠		
1 1 番	飯 田 芳 一		
1 2 番	三 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		

欠席委員は、次のとおり

1 8 番	北 村 利 夫	2 0 番	安 藤 康 彦
2 2 番	澤 野 孝 行		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	幸 田	主 幹	坂 間	上級主査	山 澤
主 任	松 下				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 75号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 76号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 77号 | 農地造成工事届出について |
| 日程第 4 | 議案第 78号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について |
| 日程第 5 | 報告第 22号 | 農地の貸借の合意解約通知について |
| 日程第 6 | 議案第 79号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について |
| 日程第 7 | 議案第 80号 | 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 8 | 議案第 81号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について |
| 日程第 9 | 議案第 82号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について |
| 日程第 10 | 議案第 83号 | 非農地判断について |
| 日程第 11 | 報告第 23号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について |
| 日程第 12 | 議案第 84号 | 「地域計画（案）」の作成に伴う意見について |

開会 午後2時35分

事務局（幸田事務局長） それでは、お待たせをいたしました。ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者22名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

このところ、寒さが続いておりまして、日本海側は大変な大雪でございます。地震や大雨、そして今回の大雪ということで、本当に農業に被害が出ないことをお祈りしております。

また、現在は、国も県も市町村もちょうど来年度の予算の作成ということで、いろいろ予算委員会の動きが出ておりますが、来年度に向けて予算の配分でいろいろな駆け引きが続いているようでございます。

我々が選んだ国会議員、県議会議員や市会議員の皆様方は、我々の納めた税金をどのように配分をするかということで、現在いろいろ話し合っているようでございます。

今年の国家予算は115兆5,400億円です。税金が非常に多くなっておりまして、我々が納めている税金が74兆円ぐらいあるそうです。それに、国債やいろいろなものを含めて115兆ということで、その予算を国会議員の先生方がどこへ配ろうかということで、今検討しているわけでございますが、その115兆の中で、農業予算は2兆2,000億円、これが多いか少ないかということは、皆様方どのように思われるかですけれども、115兆のうちの2兆2,000億ですが、非常に少ないということでございます。

これは、県も市町村も同じような配分ぐらいで進んでいますが、農業に対する財務省の考え方というのが、非常に、何か農業に対する冷たさというのが感

じられます。

と申しますのは、農業を継続するには、いろいろ補助金等がございますが、その補助金はいただいていますけれども、財務省の考え方では、補助金に頼るような産業では将来性はないだろうということで、ある程度淘汰されても仕方がないというふうなことを言っているんです。

そして、食料品は、もし足りなければ輸入でいいのではないかとということも言っております。はっきり言っております。

確かに国の中で食料品を賄わなければならないということは、これは十分必要な政策ですが、日本という国は、エネルギーですとか全ての面で輸入をしているわけです。ですから、原油が来なくなったら、トラクターも動きませんし、ほかの産業も全てだめになります。

ですから、農業だけがどうのこうのではなくて、本当に国の政治力が試されるということも現実でございます。

そして、我々の税金も、最近是非常に上がってまいりました。かつて皆様方が学生時代に「五公五民」ということを聞いたことがあるかと思いますが、年貢ですね。年貢は、いわゆる半分を年貢として納めて、農家の人は、その残りの半分で生活をしろと、「五公五民」ということを江戸時代には言われておりました。

それで、その関係で百姓一揆ですとか、いろいろな一揆が起きました。今の状態を比べると、それが今「国民負担率」ということで数字に出ております。その数字が、国民の負担率が47%までも行っているんですね。税金を納める、その負担率が、約半分近くまで行っているわけです。

ですから、本当に江戸時代と同じ、そういう状況に来ていることが現実のようでございます。これが、今後どのように変わっていくのかということは、先々のことはわかりませんが、かつて進化論を唱えたダーウィンという人が言っていることには、「強い者が生き残るのではなくて、変化を求めて、変化に対応できる者が生き残る」ということを言っております。

農業も、そういう面で、ただただ強い者が残るのではなくて、今のこの時代

の変化をどこまで吸収できるかということが大きな経営戦略ではないかなと思います。

それでは、2月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（幸田事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（松下主任） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により14番の加藤 登委員と、16番の井出茂康委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、本議案番号1、番号4については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象の委員はしばらくの間、退席を願います。

[対象委員 退席]

それでは、本議案、番号1について、事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第75号、番号4について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第75号、番号4について、許可することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

[退席委員 入室]

それでは、続きまして、番号2及び番号3について、事務局からの説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、次に、地区、御所見・遠藤。番号2。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積は、議案書記載のとおりです。譲渡人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地は、宮原、2筆。地目、畑。地積、合計2,055㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

次に、地区、御所見・遠藤。番号3。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積は、議案書記載のとおりです。譲渡人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地は、遠藤、1筆。地目、畑。地積、20㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、効率的な営農のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号2について意見を求めます。

10番、吉川委員。

10番（吉川 誠委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山、茅ヶ崎線にある「宮原南」交差点から南西に約150mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人の御子息と面談いたしました。

議案第75号、番号2及び番号3について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第75号、番号2及び番号3について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第76号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。議案書は3ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、議案書記載のとおり。譲渡人、住所氏名、耕作者、住所氏名、こちらも議案書記載のとおり。当該農地、用田、2筆。地目、いずれも畑。地積、合計4,609㎡。内容、所有権移転。少年野球練習場、他に雑種地を含みます。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、漆原委員。

17番（漆原豊彦委員） 資料は9ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、用田にある「用田寒川社」より北に約150mの土地になります。

農地の区分は、前面が建築基準法の道路であり、水道管及び污水管が埋設されており、近隣に西山内科クリニックと御所見愛児園があるため、第3種農地と判断できます。

本件は、全日本リトルシニア中学硬式野球協会関東連盟に所属する10チー

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案76号について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第76号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第77号「農地造成工事届出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） 「農地造成工事届出について」を説明いたします。議案書は4ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号1。届出人、住所氏名、議案書記載のとおり。耕作者、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、打戻、2筆。地目、畑。地積、合計793㎡。内容、畑の改良。工事期間、令和7年3月1日から令和7年8月31日。工事施工者、住所氏名、議案書記載のとおり。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、井出委員。

16番（井出茂康委員） 資料は15ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道遠藤・宮原線にある「宇都母地神社」交差点から、北東に約300mの土地になります。

申請地は、作付けされていない黒土の農地であり、表面が不均等であることから、表面を均等にするとともに、造成後、赤土で植木を栽培するため、黒土から赤土への入れ替えを行うものです。

工事の概要といたしましては、平均で約0.3mの黒土を掘削し、搬出した後、平均で約0.6mの赤土を搬入するものです。また、東側以外につきましては、道路境界より0.5m後退し、約26度の勾配をつけて盛土を行います。また、東側の農地との境界については、約35度の勾配をつけて切り土を行い、

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第80号、番号6について承認をすることに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

[退席委員 入室]

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号1から番号5について、事務局の説明を求めます。

松下主任。

事務局（松下主任） 番号1は、打戻で105aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では水稻を作付けしていく予定とのことです。

番号2は、石川で105aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を作付けしていくとのことです。

番号3は、亀井野を中心に28aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号4は、西俣野を中心に151aを耕作する方の新規借受分で、当該地では水稻を作付けしていくとのことです。

番号5は、西俣野を中心に144aを耕作する方の新規借受分で、当該地では水稻を作付けしていくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

それでは、本議案、番号1から番号5について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

松下主任。

事務局（松下主任） 番号1、番号3、番号5は、用田を中心に283aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのこと。

番号2、番号4は、用田を中心に708aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では、水稲を栽培していくとのこと。

番号6は、葛原で31aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのこと。

番号7は、打戻を中心に212aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を作付けしていくとのこと。

番号8は、瀬郷を中心に123aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのこと。

番号9は、瀬郷や宮原で16aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稲を栽培していくとのこと。

番号10は、亀井野を中心に185aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのこと。

番号11及び番号14は、亀井野で44aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では、果樹や野菜を作付けしていくとのこと。

番号12は、亀井野や西俣野で306aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのこと。

番号15から番号18、番号21から番号23は、石川を中心に587aを耕作する方の新規借受分で、当該地では水稲を栽培していくとのこと。

番号19は、西俣野で162aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稲を栽培していくとのこと。

番号20は、西俣野で145aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稲を栽培していくとのこと。

番号24は、大庭で9aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稲を栽培していくとのこと。

番号25は、大庭を中心に140aを耕作する方の新規借受分で、当該地で

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第82号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第82号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第10、議案第83号「非農地判断について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、議案書20ページをお開きください。「非農地判断について」を説明いたします。資料は26ページをお開きください。

地区、六会・長後。番号1。当該農地、長後、1筆。地目、畑。地積、254㎡。所有者、住所氏名、議案書記載のとおり。備考としては、特にございませぬ。

本件は、農地パトロール等で調査した結果、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地については、非農地判断をして、農地台帳から除外することとされています。

今回、非農地判断をする土地につきましては、長後にある「上谷台公園」から北西に約150mの土地になります。

令和6年度農地パトロールの調査で、「再生利用が困難な農地」として判断されました。

当該地につきましては、資料の写真にありますとおり、樹木が群生し林野化しており、農地に復元することが困難な状況にあることにより、非農地として判断するものです。

なお、今回承認をいただいた際には、後日、所有者等に農地台帳から除外す

に御出席いただいております。

それでは、内容につきまして、農業水産課から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

農業水産課（及川課長） 農業水産課の及川です。

本日は、総会の貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

昨年1月から、市内16の地区に分けて、各地区2回ずつ話し合いを行いまして、11地区で、地域計画を策定することとなりました。

各地区での話し合いの際には、農業委員の皆様、推進委員の皆様に御出席をいただきまして、ありがとうございます。この場をかりて御礼を申し上げます。

それでは、「地域計画」の内容につきまして、担当者の横溝から説明をさせていただきます。

農業水産課（横溝上級主査） 農業水産課の横溝です。よろしくお願いいたします。

「地域計画」について、まず、この地域計画をつくることとなった背景から、話し合いにも御参加をいただいている委員の方がほとんどですので、そのときにも説明をさせていただいておりますが、改めて説明をさせていただきます。

高齢化や人口減少の本格化によって、今後も農業者の減少や耕作放棄地が急拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。そのため、農地が利用されやすくなるよう農地中間管理機構を活用した農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっております。

このため、令和5年4月に、国は農業経営基盤強化促進法等を改正し、これまでの「人・農地プラン」を、「地域計画」に改められました。

この地域計画は、地域の話し合いに基づき作成されるもので、今後の地域農業の在り方と、そこに目標地図を加えたものとなります。おおむね10年後の地区の方針をまとめるものでございます。

また、「目標地図」は、地域の農地を誰が耕作していくのか、農地をどうまとめていくのかを表した農地利用の将来図のようなものとなります。

この地域計画は、今年の3月末までに策定する必要があり、地域計画の作成に向けて市内を16地区に分け、話し合いの場を設けさせていただきました。

農業委員の皆様には、御多忙の中、地域の農業者の代表として話し合いに御参加いただきまして、まことにありがとうございます。

話し合いでは、委員の方々からも遊休農地がどこにあるのかとか、縮小傾向にある農家のことなど、貴重な情報を御提供いただきました。

さらに、地区によっては話し合いに参加している新規就農者に、このあたりで耕作してみてもどうかなど、農地の適切な利用に向けて有意義な話し合いに御協力をいただきました。

実際、この話し合いを開催したことをきっかけに、遊休農地や後継者がいなかった農地に、新たな担い手が決まり耕作を開始することとなった地区もございます。

それでは、お配りしている資料の1枚目には、16地区の話し合いの開催日程と参加人数などを表示しております。

昨年の1回目の話し合いでは、テーマを2つに絞り、1つは「地域の現状と課題」、もう一つが「地域農業の将来の在り方」をテーマに、グループワーク形式で意見交換を行い、最後にグループで話し合った内容を発表いたしました。

さらに、2回目の話し合いでは、1回目の話し合いで出された意見をもとに作成した「地域計画（案）」を説明し、さらには「目標地図」の作成に向けて現況の耕作者ごとに農地を色分けした地図（目標地図の素案）、現況耕作図を用意して、おおむね10年後、地域の農地を誰がどう担っていくのかを話し合っていました。

各地区で2回ずつの話し合いを行った結果、地域計画を策定することとした地区は、資料にもありますように11地区となっております。策定を見送ることとした地区は5地区となっております。

策定をしないこととした主な理由としましては、地区の特性として新規就農者が少なかったり、農地の所有者が耕作をしているため、中間管理事業を活用した農地の貸し借りが生じていないなど、策定の必要性が低かったこと、また、地域計画の策定が要件となるような国の補助事業の活用の見込みがないことなどを理由に見送っております。

また、所有地が地域計画に定められることに対して、あまり前向きではなかつ

たというところで策定を見送った地区もございました。

続いて、「地域計画策定のエリア」についてです。地域計画は、市街化調整区域を対象に、その中でおおむね10年後も農業上の利用が行われる区域を定めるものです。しかしながら、話し合いにおいても御説明をさせていただきましたが、地域計画策定の考慮点として、地域計画が策定されたエリアで農振除外や農地転用をする場合、この地域計画の変更手続きがあらかじめ必要となるなど、これまで以上に時間を要することがございます。

こうした考慮点を踏まえ、地域計画の策定エリアは、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる農振農用地内に限定して地域計画を策定することとしました。

続いて、「目標地図」についてです。目標地図については、おおむね10年後、誰がどの農地を担うのかをイメージとして一筆ごとに記すものです。国が目指す目標地図のイメージとしては、例えばAさんが北側に集約し、Bさんは南側に集約させるなど、そういったものをイメージしているものです。

地方の広い農地ならば可能ですが、筆数も多く地権者も多い都市農業地域では難しく、話し合いの場でも、10年後と言われてもイメージがつかないという御意見もいただきました。

このような場合は、10年に限らず、例えば3年後など、近い将来をイメージして話し合いを行っていただきました。

その結果、策定をする11地区の目標地図については、現状を維持していくことを目標とすることとしております。ですので、現状の耕作状況が、そのまま目標地図に置き換わっているものとなっております。

神奈川県内の他市町においても、現状の耕作状況を目標地図としているところがほとんどの状況です。

続いて、1枚目の資料、一番右の「地域内の農業を担う者」についてです。

こちらは、地域計画に担い手として氏名が掲載されるに当たり、掲載についての同意書で「同意あり」と御提出をいただいた人数となっております。

各地区、耕作者は多い地区で数百人いたりする地区もあります。今後の地域の担い手としての位置づけは、認定農業者であったり認定新規就農者、また、拡大

意向のある方や話し合いに御参加いただいた方々を中心に同意書を御提出いただきました。

各地区の同意を得た、この人数の方々が、現状の耕作地を目標地図として位置づけております。

なお、この名簿の一覧については、地域計画策定後も人の追加であったり、変更することは可能となっております。

続いて2枚目の資料は、「地域計画の策定スケジュール」となっております。

昨年から話し合いを開催しまして、今年に入って、今現在、関係機関の意見聴取を行っております。それを終わると、「地域計画（案）の公告」ということで、2週間の縦覧を行うこととなります。現在の予定では、3月7日金曜日から21日の金曜日としております。この縦覧を経て、3月末に策定をすることとなります。

「地域計画」は、定期的な内容の更新を行い、10年後に向けて、よりよいものに近づけていくイメージとなります。来年度以降、地区の状況に応じて、このような話し合いを、全地区とまではいかないかもしれませんが、開催の予定で、令和7年度以降、検討をしております。

続いて、3枚目以降は、「各地区の地域計画（案）」を添付しております。こちらは、第2回目の話し合いでも資料としてお配りをさせていただきました。そのときから、面積の情報であったり、担い手の一覧ということで名簿を追加したりというところで更新がされております。

見方としましては、3枚目、一番最初「用田地区」ということで添付をしております。上から「策定年月日」があって、「目標年度」があって、「地域名」があり、そして、中段のところに「区域の面積」などが記載をされております。

このあたりの面積などは、農業委員会で行った意向調査などに基づいて記載をしているところもございます。また、遊休農地の面積なども記載をしております。

^{おまて}表側の中段から下ですね、1番の(2)「地域農業の現状及び課題」、こちらについては、話し合いの中でグループワークなどを通じて出された意見をもとに記載をしております。

また、その次の（３）「地域における農業の将来の在り方」、こちらも、話し合いにおけるグループワークでの意見をもとに作成をしております。

裏面も、農業の将来の在り方、目標に向けてどんなことに取り組んでいくかというところで、例えば「農地中間管理機構を活用していく」、「認定農業者、新規就農者を中心に農地集積を段階的に進める」などの記載をしております。

また、中段の「任意記載事項」については、話し合いにおいて出された意見の中で、例えば「スマート農業」という意見が出ていたりすればチェックがされているところになります。

そして、４番の「地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置づける者）」が、いわゆる担い手の名簿となっております。用田地区では一枚目の資料にもありますように、１４人の方が「同意あり」ということで御提出をいただいておりますので、こちらの１４人の方を地域計画内に経営体として位置づけをさせていただいております。そこに、現状の面積であったり、１０年後との比較表という形になっています。面積については、基本的には、まずは現状維持をしていくことを目標にしておりますので、面積の増減で大きな変化はございません。

ですので、各地区によって、こちらの「同意あり」としている人数は様々になっております。一番多いところで西俣野地区が６６人となっており、その次に亀井野地区４８人、打戻地区４７人となっております。

こちらの名簿につきましては、先ほどもお伝えしておりますが、地域計画策定以降も、メンバーの変更、担い手の変更であったり、新しい方の追加、そういったことは可能となっておりますので、更新をしていくこととなるかと思っております。

以上、地域計画、各地区２回行って話し合いをいただきまして、いただいた御意見などをもとに作成をしております。今後の農業を担っていくというところで、各地区の現状と課題、まずはそういったところを改めて出して、それに向けて解決すべき手段であったり、地域の農業を改めて考えていただく機会となったかと思っております。

各地、この「目標地図」あるいは「地域計画」に向けて、現状の地域の農業というところで、それぞれの担い手、数多くおられますので、こういったところで、

また、引き続き農業の適切な利用というところで御検討いただければと思います。

「地域計画（案）」について、説明をさせていただきました。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局及び農業水産課の説明が終わりました。

それでは、本件について何か意見等がございましたら、お願いをいたします。

井出委員。

16番（井出茂康委員） いろいろと申請の手続きが長くなりますよというようなお話も聞いたような気がするのですが、今、観光農園をやらせていただいているのに、一時転用で駐車場という形を申請させていただいているのですが、そういうものも大変になるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

農業水産課（横溝上級主査） 一時転用については、地域計画に支障を及ぼさないところであれば、地域計画の変更が必要ではないと、国では示しておりますので、また、御相談をいただきながら対応させてもらえればと思います。

16番（井出茂康委員） ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） ほかに何かございませんか。いかがですか、せっかくの機会ですから。

吉原委員。

13番（吉原 豊委員） この地域計画の中身を見せてもらいました。一番初めに分けた地域で大ざっぱに分けてありますけれども、この大ざっぱに分けてある中を、さらに見るのは、農業水産課へ行けば見ることができるということですか。

例えば長後・高倉の話ですけれども、長後・高倉と言うと、非常にあっちこっち分散しているんですね、3か所から4か所かな。その中で、やはり長後は長後、長後通り、上合、高倉は、高倉にも上、中、下というように分かれているので、そういう細かいところを知らないと、農業者は自分のところを、どういうふうにしていったらいいのか、作戦が立たないのではないかなと思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 横溝上級主査。

農業水産課（横溝上級主査） 細かい部分というところで、地域計画については、目

標地図も併せて作成をすることとなっています。地域計画のエリアについては、農振農用地に限定をしております。ですので、目標地図としては、農振農用地のみを、エリアを結んで枠で表示しているところになります。

ですので、この土地が地域計画内の農地なのかどうかとか、イコール農振農用地ということですがけれども、農振農用地なのかどうかというところは、また、農業水産課でも今後、縦覧等を行うこととなりますので、そういったところで細かく見ることはできるかなと思います。

13番（吉原 豊委員） はい。

議長（齋藤義治委員） そのほかに、何かございませんか。

それでは、私も一つ、私も何度か説明会に参加をさせていただいて、いろいろ説明を受けたのですが、これの一番の欠点というか、アレは、いわゆる主語がないんですね。目標地図、10年後に誰がどこの場所でやるかということで、「誰が」ということがほとんど記載をされていない。

ただ、現況ですと、いわゆる現状の耕作者の目標地図ということですが、10年後の本来のそういった目標地図を決めるには、やはり「誰が」ということで主語が必要かと思いますが、その辺はどうでしょうか。

横溝上級主査。

農業水産課（横溝上級主査） この地域計画について、誰が担っていくのかというところは、国が示すものとしては、認定農業者あるいは認定新規就農者、また、拡大を考えている農業者というところがうたわれております。

そのほかにも、例えば法人であったり、国ではダブルワークと言いますか、主としては、また別のことをやりながら農業を担っていくような「多様な経営体」という書き方をしておりますが、そういったいろいろな担い手を検討しながら、地域計画を策定していきなさいとうたっております。

まずは、藤沢市としては、経営改善計画を提出されているような認定農業者であったり、新規就農者、そういった目標を持って農業を営んでいる方々を中心に、現在は担い手として位置づけをして作成をしております。

議長（齋藤義治委員） はい。

そのほかに何かございませんか。

神崎委員。

24番（神崎享子委員） 資料の見方ということだけかもしれないし、あるいは主語は、ということかもしれないのですが、表の中の「地域内の農業を担う者一覧」の「属性」で、「認農」、「利用者」、「認就」と書いてありますけれども、「認農」は、恐らく認定農業者かなと思いますが、「利用者」というのは何ですか。

議長（齋藤義治委員） 横溝上級主査。

農業水産課（横溝上級主査） こちらは、「属性」としまして、おっしゃるように認定農業者は「認農」、認定新規就農者については「認就」となっております。それ以外、該当されないような農業者が「利用者」となっております。

24番（神崎享子委員） はい。

議長（齋藤義治委員） ほかにございませんか。

吉原委員。

13番（吉原 豊委員） もう一つ聞きます。今、日本全国、自分たちのところを見ても、もう米がないよとか、米が高いよとか、食べるのをどうしたらいいかとかというふうに、まあ農業者は自分のところで作っているんで困ってはいないのですが、一般の人が非常に困って右往左往しているんですね。

そういうところを行政の人は見ていないのではないかなと思っています。人間が右往左往するとろくなことなくて、どこかの国ではないけれども、戦争がおっ始まったりなんかしているんですね。

昨日、テレビで見たのかな、よその国ですと、やられた、やっていないというのですぐに戦争が始まってしまう。しかし、日本人は、グッと我慢をするので戦争がない、いい国だねということですね。

ですから、地域計画なんていうものを決めていく上においては、やはり国民が本当に平安で、まあ平々凡々ではいけないですが、平和に暮らすことを目的に、行政で、もう少し細かく突っ込んだらいいんじゃないですかね。

何が言いたいのかというと、ここでは何をつくりなさい、ここではこういう作物を目標としますというふうな突っ込み方をしていますか、というのが一つです。

また、そういうふうにしてもいいんじゃないかなと思うんですがね。

そこら辺を、どう考えていますかね。

議長（齋藤義治委員） 及川課長。

農業水産課（及川課長） 地域計画の話し合いの中でも、やはり水田を誰が担っていくかというところは、結構大きなポイントになっておりました。地域計画の話し合いをしていく中で、地域の水田を担っていく方も見つかってきている状況もございまして、その地域の特性に合わせた作物は何かということも、併せて話し合いの中で出していきたいと我々からも働きかけをしておりますので、今後、見直し等が行われていく中で、この地区は何をつくっていくかということまで進めていくことができれば、地域計画としても非常にいいものになっていくのではないかと考えておりますので、今、吉原委員から御指摘があったようなことを、今後進めていきたいと考えております。

13番（吉原 委員） お願いします。

議長（齋藤義治委員） ほかにございませんか。

井上委員。

8番（井上哲夫委員） 大したことではないと思いたいののですが、3番の中に（4）で「市やJAと連携し、」となっておりますけれども、これは、国の施策で、行政側が主導で動いているものだと思いますが、話し合いの中にも農協のセンター長が1名、出席していたと思いますけれども、農協サイドが、まだ本格的に始動していないという部分があるのだと思いますが、市としては、農協サイドとどのような連携をしているか、あるいはやっているのか、やっているとしたらどんな連携でJAにお願いをしているのか、その辺を知りたいと思っています。

議長（齋藤義治委員） 及川課長。

農業水産課（及川課長） 地域計画の中で、農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組というのが報告としてありまして、これは、特に地方の、本当に担い手がないところは、農協や、例えば青果会社等が担い手として作業の受託をしているというような状況があります。

そういったことを計画の中に位置づけるために農協との関係がありまして、さ

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)